

賛成あらんことをお願いいたします。

○福岡委員長 この際本附帯決議案に対して討論の通告がありますので、これを許します。多賀谷眞君。

○多賀谷委員 ただいま小笠公昭君より提出されました附帯決議案に対して、日本社会党を代表し賛成の意を表するものでございます。

昭和二十七年、臨時石炭鉱害復旧法が制定されました。一般鉱害の復旧が進捗したものでございますが、その中において最大の被害物件たる家屋のみがその復旧の対象から除外されたことは、関係被害者にとりましては非常な不安と憂うつなる生活をもち、社会問題を惹起するものではありません。この画竜点睛を欠いたのが、ここに家屋の復旧が入れられ、大きな柱を打ち立てられましたことは、民生安定上きわめて有意義なりと考え、御同慶にたえない次第でございます。

この附帯決議の問題に對しまして一、二点所見を述べてみたいと思ひます。第一に最近の石炭事情の拡大は、明年度は五千三百トンといわれ戦時中最高の昭和十六年の五千六百六十トンをこえる日も遠くはないと考えられるのであります。この日本経済の膨張は出炭の強行を余儀なくさせるような状態になりつつあります。その被害の発生は漸次累増の一路をたどっておりまして、ことに老朽炭田でありますところの九州炭田ではそのことが顕著であるのでございます。この際家屋につきましては今後とも予算措置の拡大に努力されまして、ワクの範囲内というところでかえって拘束せられて、家屋の復旧の進捗しないといったような状

態のないようにお願いしたいと考へる次第であります。

さらに第二点の問題は、鉱害の認否、復旧に関する紛争が非常に多いのでございまして、この円滑な処理のためには、現在の測量制度をますます強化せられ、さらに調停、あっせん機関等につきましても、今後の研究を待ち、予算措置の拡大をお願いしたいと思ふのであります。さらに復旧計画のためには一そう調査を進めまして、鉱害量の的確な把握をお願いしたいと思ひます。

第四の汚濁水の放流、ボタ山の崩壊については、臨時石炭鉱害復旧法の対象の外にありますので、この点についても今後とも遺憾なきやうに処置していただきたいと考へるのであります。最後にこの際私はこれらの問題に對する総合的な対策をお願いしたいと思ふのであります。筑豊炭田はだんだん炭量が減つて参りまして、将来におきましては廃山、休山のうき目を見る炭鉱が続出するやうな状態を呈しており、鉄道が敷かれ、電鉄が通り、公共施設、病院等は完備せられ、商店街は形成されましても、石炭産業そのものが衰微する、こういう状態になりまして、ほとんどの失業者である、こういうやうなことが将来において憂へられるのであります。その周辺は鉱害によりましてあるいは沼地と化した水田、傾斜した家屋が散在する、こういう状態になるということが考へられますので、政府においても単一産業地帯であるこの筑豊炭田に新しい産業の導入をお願いしたい。英国においては一九三四年、特定地域開発及び改良法案を出し、一九四六年に工業配置法を制定

しました。アメリカにおいても、現在超雇用の状態にありましても、資源の枯渇による地域には非常な失業者を見られる状態でありまして、こういう特殊地域に對しては、政府において特別の処置をしてもらいたいと思ふのでございます。わが国においても、未開発地域の総合開発のごとき、白地に新しい地図を色づけることも必要でありまされども、これら炭田地域のごとき古い地図を新しく塗りかえるということも必要ではないかと思ふのであります。

以上附帯意見を述べて賛成の討論にかへる次第であります。

○福岡委員長 採決いたします。ただいま小笠公昭君より御提案の通り附帯決議を附するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○福岡委員長 起立総員。よつて特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に對しまして、小笠君の御提案通りそれぞれ附帯決議を付することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました法案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福岡委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいまの附帯決議に對し、長谷川政務次官より発言を求められております。これを許します。

○長谷川政府委員 ただいま本委員会において御決議になりました阿波議案

の精神を尊重いたしましたので、万遺憾なきを期したいと存じております。

○福岡委員長 笹本君。

○笹本委員 ただいまの石炭鉱害に関する法律案にも関連する問題であります。北九州にある三菱化成株式会社黒崎工場所有になっておる瀬板貯水池のことについて質問いたしたいと思ふのであります。

昨年の夏私たちが北九州調査団の一員として同貯水池を視察、見学したものであります。その際同貯水池の地下には日本炭鉱が石炭鉱区を持っております。現在その貯水池の周囲を掘削しておるため、数年前より同貯水池の水が漏れ出るといふことであります。三菱化成側は瀬板の貯水池の水は黒崎工場を操業するために多額の金を投じて貯水したものであるから、同工場の生産に重大な関係があると同様に、万一陥落でもした場合には公安上ゆゆしきことであるので、よつて貯水池周辺を特別探掘区域にしてほしいというやうな要望をしておりますが、一方また日本炭鉱側では、同貯水池の下の石炭は非常に有望な地域であるとして、三菱化成側と数年にわたつて対立しておつたやうであります。通商産業省は本問題につきましてもいかなる行政措置をとるつもりか、また瀬板貯水池の漏水を鉱害と見ておるかどうか。聞くところによりますれば、最近第一回三年間の施業案の期間が近く切れるというやうなことで、今後どのやうにこの問題を処置していくか。実は昨年現地を調査いたしましたときに、飯塚その他の鉱害の実態を見て参りますと、學術的とか學問的その他

技術上においては、坑道を掘さくいたしましても、これで被害がないといつても、飯塚のように地上が六尺も沈下するといふやうな問題があります。これを學術的に、この何メートルかを掘るには絶対差しかねないといふやうな学説があるかもしれせんけれども、現に下を掘つていけばやはり水が漏洩することは、しるうとの考へにしてもそれはわかることであります。今本委員会においても全力をあげまして北九州の工業用水の問題を本年も予算をつけて、これから計画的に工業用水の確立をしようといふときに、この矢先に當つてこの貯水池の漏洩陥落するやうなことがあつたならば、北九州の工業に非常に支障を来すといふやうなことでありますから、本件に對してはやはり鉱害と同様に、重大な関心と慎重な態度をもつて処置をしていただきたいと思ふのであります。これに對するところの監督あるいは許可権を持つておるか、その点について一言質問したいと存じます。

○議院政府委員 ただいま御質問のありました黒崎地区の瀬板貯水池の問題につきましては、大体におきまして御質問の通りの事情になっております。この問題につきましては、御指摘のやうに非常に重大な結果が生ずるおそれがあるというので、慎重に考慮いたしながら、問題の処置を進めようという方針にいたしております。御承知のやうに鉱業法に基きまして掘探を進めることを許すかどうかといふことは、現地の通産局長の権限に属していることでございます。実は私個人も、この間まで福岡の通産局長として勤務いた

しておりました関係上、この問題にも関係した次第でございます。問題が非常にむずかしいものでございますから、私もいろいろといたしましては専門家の御判断を待つ、こういうことで当初、もう数年前のことになります。九州大学の山田学長以下九州における採鉱、地質の専門家の方々をもつて組織いたしました委員会にお諮りいたし、問題を研究いたして参つておつたのでございまして、その後更に東京大学の青山教授とか、東京方面の地質、採鉱方面の専門家もその委員会に加わつていただきまして、福岡通産局長の諮問機関といたしまして慎重に研究を進められておる次第でございます。お話のように、

近くその問題につきましては結論を出さなければならぬ時期に到達いたしております。委員の方々もそのことを十分御認識の上研究を進めておりますが、なお結論が出るところまでは参つておりません。問題の重要性につきましては十分われわれも認識いたしておりますので、ただいまのお話の趣旨は福岡通産局長によく伝えまして、その対策に万遺憾なきを期したい、かように思う次第であります。

○笹本委員 今局長は非常に慎重な態度をもつてこの問題の処理に進む、けつこうな答弁であります。大分県の佐伯に数年間問題になっているところ、小野田セメントと興国人網の争いがある。これは煙物語という。これは小野田セメントから出す煙が興国人網の方の操業に非常に支障を来たすといつて、しるうとから考へてみて、も学説からいつても、大したことはないだらうというのが御承知のように数年間問題になっている。今局長は大学

の教授や地質学の大家によってこれを調査するなと言いますが、地下の問題でなしに、その上に出ておる問題にしても数年間論争してまだ解決がついてない。このくらい一方において、通産省は慎重に慎重にやつている。ところがこの漏水は下を掘るのです。学説等でも、水があるところを幾らか下を掘るのですから水は上へ行くことはい、下へ下る。特に局長は慎重にやると言いますが、この点においては特に慎重に考慮して、この北九州の鉱業経営において、工業用水に支障のないよう一そこの注意をお願いしまして質問を打ち切りしたいと思います。

○福岡委員 次に参加人出頭要求についてお諮りいたします。

目下審査中の商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について審査の必要上、本日商工組合中央金庫当局の出頭を求めることにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○福岡委員 呼ぶ者あり。人の選定につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○福岡委員 呼ぶ者あり。御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○福岡委員 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案及び信用保証協会の一部を改正する法律案を一括議題として審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。内田常雄君。○内田委員 私はまず提案されてお

まする商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、自分の意見を申しまして、また政府当局に、二たしたいのであります。今回のこの法律に含まれておりますことは、商工中金の政府からの出資額を十五億円増額することを初め、商工中金の業務を拡張いたし、金融の便益を講ずることが内容になっておりますので、これにつきましては私は全く賛成でございます。異論はないわけでありまして、ただ最近中小企業という問題が国内の大きな問題として、またわれわれ自由民主党の政策におきまして、大きな課題として取り上げられて参つてきております。今日の状況から申して、商工中金法の改正また商工中金に対する政府の力の入れ方がこの程度で果して十分かということにつきましては、私は実は満足をしていないものであります。御承知のように毎国会におきまして、商工組合中央金庫あるいは中小企業金融公庫等に関する法律の改正が提案されておりますことは、これらの中小企業金融の問題につきましては政府でも非常に関心を払っておられる証拠でありまして、うけれども、しかし毎年々々、あるいは毎国会に提出されますこれらの法案の内容というものが、いかにも小手先の細工くらいでありまして、この程度では中小企業金融の円滑化というような題目を掲げて参るのにはまだまだ遠いんじゃないか。もっと腰を据えてじっくりとこういう小刀細工ではなしに、大きななを振り上げてこの問題に取組まなければならぬということを私は痛切に感ずるわけであります。だんだん事項別にお尋ねに入るわけであります

が、まず第一に私がこの法律案はこの程度でよいということにつきまして疑義を持ちますのは、これは政府当局並びにこれにおられる委員の諸君もみな御承知のように、われわれ自由民主党におきましてまた社会党におきましても、中小企業の組織法の強化といいますが、具体的には中小企業団体法案あるいは中小企業組織法というような法律案がすでに今国会に提案されていますが、中小企業が、これらの法律が庶幾しているように組織化され団体化されますと、これに相応じて、中小企業金融公庫というような、従来の中小企業協同組合の金融の便益をはかつておりますところの中小企業金融機関の任務というものは非常に重くなるのではないかと。一方において中小企業団体法、組織法というものを出すのであれば、これに相応したような仕組みが中小企業金融公庫の金融上の組織の面においてこれを受けていかなければ、せっかく団体法を作つても組織法を作つても、実際は中小企業者といふものはまだなかなか浮かばれない。かつて団体法を作つて組織法を作つても、金融の便益も受けられないのではなかろうか。非常な不満を残すだけになるのではないかと思ひます。団体法あるいは組織法につきましては、これらの法律案がこの委員会に付託されましたときにまたいろいろお尋ねもし論議も尽すわけであります。要するに団体法や組織法ができまると、国内のおおむねの中小企業者といふものが、これまでで言えば中小企業等協同組合、また新しい仕組みで言えば経済行為をかねて行つておるの

調整組合あるいは新しい名称では商工組合といふものをどんどん結成して参るわけでありますから、これらの団体は単に定款や規約を作つただけでは団体の機能がでないと思はれる。どうしても一方におきましては調整行為を行つと同時に、必ず団体の機能を果たすために経済行為のようなものも行なつていかなければ組織も団体もうまくない。その場合には金融の要求というものが非常に多く出てくるわけでありまして、従つてこれらの影響を受けて商工組合中央金庫法などにおきましては、この際思い切つた改善、改革の手を打つていかなければならぬのではないかと、こう思ひます。

そこで先づ第一点であります。この法律の改正の第一は、政府の資本金を十五億円増加することです。十五億の増加はまことにけつこうでありまして、一昨年に参りましたも商工中金に対して政府が戦後初めて政府出資を十億円入れました。従つてこの法律が成立をいたし、また予算が通過いたしますと、終戦後合せて二十五億円というものが商工中金に出資されることになるわけでありまして、しかしいせんから私が申しますような状況のもとに、十億や十五億あるいは累計して二十五億ぐらいの資本金を商工中金につぎ込んだからといつて、商工中金における供給計画が果してうまくいきますか、これは政府当局も御承知のように、他の中小企業金融をつかさどるところの中小企業金融公庫とかあるいは国民金融公庫といふものに対しては三十二年度の予算と申しますか、あるいは政府の財政投資計画におきましても、これらの公庫

○川上政府委員 中小企業の組織の強化の問題につきましては、内田先生も御承知の通りに、現在の協同組合及び調整組合につきまして、協同組合につきましては従来通りにこれを持っていきたいというふうに考えておりますが、調整組合につきましては、もつとこれを強化して、いわゆる商工組合というような名称のもとに、あるいは組合交渉とか、あるいは強制加入の制度とか、そういうような制度を活用いたしまして、これを強化したいというふうに考えております。現在その法律案の準備中でございます。従いまして、われわれとしましては、現在の協同組合とそれから調整組合につきまして、さらに今後におきましては強化したいというふうに考えておるわけがあります。先ほどお話がありましたよ

○内田委員 中小企業庁長官のお答えでありますが、商工中金の金利が高い。金利を引き下げるためには少しでも政府から利息のつかない金を入れてやるということが必要であります。従って今回十五億円の政府出資をするということとは、政府出資をいたしましてもこの政府出資には第二十二国会におきましてわれわれが進んで商工中金法の改正修正を提案いたしまして、政府出資に利息のかからないようにわれわれがしたのであります。そのおかげをもつてこの十五億にはおそろく配当がつかない。従ってただの十五億が入るということで幾分かは金利引き下げになるのであります。ところが、この金利問題につきましては私はあとから入りますが、それにしても資金量として政府出資で十五億円、それから私が先ほど述べましたように、ほかに財政投融資で資金運用部資金を二十億回すということでありまして、ほかに三十二年度において商工中金はどういう資金を調達して、どのくらいの量の新しい資金を中小企業者に供給する計画になっておりますか。それは先ほども申しましたように、一方においては中小企業者は団体法あるいは組織法によりまして組織化が進もうとしている。通産大臣の冒頭の演説にもありましたように、商工中金の法律の改正は一方中小企業組織化に対応するということのようなことを述べられておりますが、こういう膨大な組織化が行われる際に、どのくらいの総資金量をもって商工中金は三十二年度に臨もうとしているのであります。それは実は答えを待たなくても、私の調べたところによりますと、大体商工中金は三十二年度におきましては

百二十五億門くらいの新しい資金供給量を持つようであります。これはあとから説明を承わりたいのであります。が、それは今回の法律による政府の出資が十五億、資金運用部資金が二十億、この出資増に対応して、構成員たる組合員からも五億門くらいの新しい資金を集めようとしておられるようであります。それから商工債券の発行とか、あるいは預金の増加計画等によりまして八十五億門、合計いたしました百二十五億門の資金を商工中金は昭和三十一年度において供給するというような計画にも聞いておりますが、これが今私の申した通りにいきますとも、百二十五億であります。ところが一方におきまして中小企業金融公庫とか、国民金融公庫は、さっきも述べましたように、政府の財政投融资でそれぞれ二百億円の新しい資金を入れる。そのほか従来からの貸付金の回収その他によりまして、国民金融公庫は昭和三十一年度におきましては六百八十五億門、中小企業金融公庫は四百十五億円の供給をするというようなことが政府の予算説明書に出ておるのであります。これらの金額に対して、資金量としては、政府の十五億を含めまして、あるいはまた資金運用部の二十億を含めまして、全体で百二十五億というような資金では、一方あなた方が計画されておられる中小企業の組織化に対応して、商工中金というものは全く用をなさなくなるのじゃないかという気がほんとうにいたします。それで商工中金を充実することがいやならいいのであります。一方中小企業金融公庫というようなものを本格的に中小企業金融の中核体にしていくということである

ならば、いつかの国会におきまして私がかかりに提案をいたしましたように、むしろ商工中金と中小企業金融公庫を一緒にしてしまつて、そして今商工中金の全国にある何十かの店舗を生かして使つて、そして一方代理貸し等で大へん評判の悪い中小企業金融公庫のやり方を——これがせつかくたくさんの資金を持つているのでありますから、これをもつと便利に使わせるというような方法を思い切つてとつた方がいいということになるのであります、私は決してそういう考え方に固執するものではないのであります、商工中金というものを中小企業者の組織化に対応してこれを生かして使おうというならば、もう少し思い切つた計画をしていかなければなるまいということを私は痛切に感ずるのであります。百二十五億円の資金計画量だと思いましたが、今のことにつきまして何かお考えがありましたらお教え願ひたい。

○川上政府委員　商工中金の三十二年度の資金増につきましては、今お話がありましたように全部で百二十五億というふうに一応考えております。その百二十五億円のうちで政府出資としましては十五億、それから民間の出資を来年度におきまして五億徴収したいというふうに考えております。それから債券発行が八十億、預金を二十四億というふうに考えております。借入金が三億九千六百万円というふうに考えて、大体百二十五億程度調達したいというふうに考えております。今先生がおっしゃいますように、これで一方組織の強化をはかると同時に、この組織の系統機関としての商工中金の資金量が十分であるかという問題につきま

ては、私は先ほども申し上げましたように、必ずしも十分じゃないというふうに申し上げたのですが、われわれとしましては、その際政府出資につきまして、もう少しふやしてもいいというふうな気持ちを持っていたのでありますけれども、これは財源の関係からどうしても来年度におきましては十五億というところに相なったわけであります。一応その計画としましては百二十五億ということになっておりますけれども、私どもの方としましては、信用組合を中金の代理店にするということとをこの一月に決定いたしましたので、それを実行に移しつつありますので、やはり信用組合系統を通して、さらに預金を増加していくとか、そういうような努力もこの際したいと考えておるわけであります。もちろん商工中金につきましては十分な強化をはかることにつきましては、私どもの方としましては積極的と考えておるのであります。すけれども、今申し上げましたように、政府の出資金としてはやはり財源の関係からまあ来年度においてこの程度ということにいたしましたわけであります。一方中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫あるいは相互銀行その他の一般の民間の金融機関を動員いたしまして、中小企業の金融に遺憾のないように努力したいというふうに考えておるわけであります。

○内田委員 だいぶ苦しい答弁でありまして、これはやはり合つてみても仕方がありません。十五億あるいは二十億でも出す方がいいのでありまして、そのことにつきましてはけっこうであります。これは要らぬというのではないのでありまして、もっと思い切ったことをやってもいいと思ひます。

とをやってもいいと思ひます。そこでだんだん細部に入つて伺いますが、十五億円の政府出資をするということは、中小企業庁長官が言われたように、ただの資金を供給して金利の引き下げをはかりたい、あるいは資金量を十五億円ふやしたいということでもありませんが、これはただそれだけの意味で十五億円出すのであります。それとも、商工中金の資金の大半は今までのところだと、商工債券の発行によつて得ておるようです。ところが商工債券は商工中金の資本金の二十倍をもつて限度としておる。現在おそろく商工債券は四百五十億円で五百億円の発行しておると思ひます。そこで資本金を増額してやらなければ商工債券の発行は行き詰まってしまう。それで政府からほんとうに使える金を入れてやるということとでなしに、商工中金は民間で債券を発行しない。そのもとになる資本金を入れてやるという趣旨で、つまり十五億円入れますと、その二十倍である三百億の債券の発行余力が出るわけであります。従つてその発行余力をつけるという意味で出されたのじゃないのですか。従つて川上長官がそこにかつた点がある。十五億よりも百五十億を出した方がいいが、そのところをすりかえられて、そうして十五億円出せばそれで三百億円の債券が出せるからということとで、従つて商工中金につきましては政府資金を入れて資本金をふやしてやるという考え方はあまり持つていないのだ。あくまでも自力で金を作らせるんだという考えで、この十五億を入れたのじゃないかという気もするのですが、そのところはどうか。

でありますか。これは現に一昨年政府が第一回の出資十億圓をいたしました際に、その当時の通商産業大臣の答弁では、商工中金に政府資金を十億圓入れて、そうして安い金を入れるんだという説明ではなしに、商工債券の発行限度が行き詰まってきたから、それで十億圓入れて、そうして商工債券の発行の余力を作つてやるんだ、こういう説明をなさつておつたのでありますけれども、今度そういう説明をなさつておられないで、何だか知らないけれども、予算ざりざり一ぱいの十五億圓を入れましたというあいまいな説明でありまして、そのところをあなたたはすりかえられてるんじゃないかという気がいたしますが、どういふお考えでこの十五億圓を入れておられますか。

○川上政府委員 この十五億の出資につきましては、先ほども申し上げましたように、やはり中金の一番問題とするところは金利が高いということでありまして、この金利を何とかしてこの際引き下げたいというようにすることが最も重点になつてこの十五億を出したわけであります。資金量の問題につきましては、現在資本金が二十八億でありまして、債券の限度としましては五百六十億ということになるかと思ひますが、現在四百五十億の債券の発行になっておりますので、債券発行をさらに多くするためにこの際十五億の出資をしたということが、必ずしも重点にはなつていないわけでございます。

○内田委員 さらば次にお伺いするのであります。資金コストを安くするために十五億圓を政府が入れるということは、一応半面においてはその通りであります。さらば、この法律にはありませんけれども、他の財政投融资で資金運用部から二十億圓を入れるということになつておることは御承知の通りであります。この二十億圓はどいう意味でお入れになりますか。これはやはり政府の安い金を入れることによつて、商工中金全体の資金コストを低めようという御意思でありますか。もしそうであるならば、この二十億圓の入れ方が大へん違ふと思ひます。この二十億圓の資金運用部の資金の入れ方は、あなたもよく御承知のように、これは資金運用部から安い金を直接貸してやるという仕組みになつていないで、資金運用部が商工中金の発行する債券の引き受けを市中銀行と同率で引き受けをしてやる、同じ利回りで引き受けをしてやるという趣旨にすぎないのであります。ちつとも資金コストを安くしてないのであります。十五億圓の政府出資が川上長官が言われるような意味であるならば、この資金運用部から二十億圓に比べても、これは安い金、つまり低利、長期の資金を政府資金として供給しなければ理屈が合わないであります。この点につきましては、私は与党でありますから、政府を決して責めるのではなく、鞭撻し激励し援助しておるのではありませんが、その御理解いたしたいのであります。この点につきましてはすでに当委員会が昨年一昨年一も決議を出して、わが党からも決議案を出し、社会党からも決議案を出しまして、これはここにありますが、時間節

約のために読み上げはいたしませんけれども、決議案の内容は、政府は資金運用部から商工中金に資金供給してやれ、しかもその供給の方法たるや、債券の引き受けではなく、低利で直接貸し出してやれ、こういうことを決議の内容といたしておるのでありますけれども、一向にそれを履行なさらないで、二十億圓入れるのも高い金を入れておるのであります。せつかく十五億圓の安い増資をいたしながら、一方において高い金を二十億圓入れることは、あなたがたの御手で、左の手で打ち消すということになつておるのではないかと考えて、私はまことに残念に思ふのであります。なぜこの資金運用部から商工中金に供給する金が低利で長期のものが供給されないかと申しますと、これは私にはわからないのであります。現在政府の財政投融资計画というものを見ますと、皆さんも御承知のように、昭和三十一年度におきましては三千何百億の財政投融资があるうちで、資金運用部から二千何百億が財政投融资の資金として回るのであります。開発銀行もいろいろありますが、国民金融公庫、あるいは農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、これらについてはみな安い金、何分でありましようか、六分五厘かそれ以下の金を資金運用部から直接貸すことになつておるのであります。ただこの商工中金だけを目的にたきまして、きょうな貸し方をしないで、市中銀行が引き受けるのと同じ率で債券の引き受けたと

いうことになっておるのは、院議無視という形式はとにかくとして、川上長官のさいげんの、政府は安い金を入れて商工中金の資金コストを下げてやるのだという説明が説明にならぬと思うのでありますが、どういふ経緯、どういふお考えでありますか、一つ納得のいく御説明をお願いしたいのです。それは困るなら困るのだ、私どもはそうしたいのだけれども、だれが妨げておられないのだとおっしゃってこれば、それでもよろしい。そこをぐまかすようなことをおっしゃって、事実を動かぬのであります。また私どもも力を貸しますから、そうしたいのだ、だれが妨げておるといふことを、国会は国権の最高機関でありますから、遠慮は要りませんから、どうかその点おっしゃっていただきたい。

○川上政府委員 先ほどお話がありました二十億の問題につきましては、これは商工債券を資金運用部において引き受けるということで、来年度におきまして十五億の出資以外に二十億を政府の方から出すことになっておるのでありますが、これは最近の商工債券の発行の状況を見ますと、必ずしも樂觀が許されませんので、どうしてもこの際政府の方である程度の援助をいたしまして債券の消化をはかりたいというように考え方から、この二十億の金を出すことにしておるわけでありまして、先ほど先生がおっしゃいましたように、商工中金に對しまして資金運用部の方から低利の金を貸し付けたらいいというようなお話がありましたし、また今まで何べんかこの委員会におきましてそういう決議がなされていることも私ども万々承知いたしておるわけでありま

して、その御趣旨につきましては十分尊重いたしまして、いろいろその話し合いをいたしておるわけなんです、やはり商工組合中央金庫というのは、その性格から言いますと、民間的な色彩が非常に強くなりますので、すなわちこの協同組合の系統金融機関として、協同組合なりあるいは構成員の方からの出資あるいは預金というものがやはり中心として考えられ、また商工債券の発行によつて資金をまかなうというところに重点的に考えておりますので、中小企業金融公庫あるいは開発銀行というふうなものとは若干その性格が違ふのじゃないかというふうな関係から、資金運用部の金を直接貸すことはどうだろうというふうな議論もありまして、現在のところはまだそこまで実は至っていないわけでございます。私としましては、最近の中小企業の金融難の關係からいたしまして、そういう議論はあつても、何とか直接に貸せないものだろうかというふうなことを關係方面にはいろいろお話ししておるのですが、結局今のところは実現を見ていない次第でございます。

○内田委員 この問題は私はあと大臣なりその他の方々にも少し突っ込んでお伺いをし、また御相談もしたいのであります。先の問題を進めます。ちようど商工中金から加藤理事がお見えのようでありまして、お伺いをしたいのであります。先ほど昭和三十三年度の商工中金の資金計画をお尋ねしたのであります。そうしましたところが、今回の政府出資十五億、また財政投融資二十億というふうなものを合せまして、昭和三十三年度においては百二十五億円の資金調達計画だと

いうことでありまして、その百二十五億というものは非常に少ないのであります。この百二十五億というものは多いとも少いとも言えないのかもしれないが、一方国民金融公庫とか中小企業金融公庫とかいふものの資金供給量から見ますと非常に少く、何分の一にしか当っておらない。しかも一方においては中小企業のための法律が用意されておりました、これから中小企業というものは組織化に向ひまして、それらの系統金融機関として商工中金のウエイトというものは非常に上つて参るので、それに対応する資金量としては非常に小さいと思うということを申し上げたのであります。それはそれとして、現在はまだ昭和三十三年の三月でありまして三十二年に入つておらないが、三十二年に入ると、政府の出資もあり、財政投融資もあり、あるいはまた新しく債券の売れ行きもふえるということがありまして、商工中金としても中小企業者としても今現在が非常に困つておると思うのであります。つまり今年の一月三月、これは税金の確定申告の月でありまして、政府の財政資金引き揚げというものが非常に多い。私の推定では、一三三月の間に財政資金の引き揚げというものはおそらく二千数百億円にもなるのであります。それだけ民間の金が引き揚げられますから、その埋合せを民間の金融市場に何らかの形で政府から戻さないと、金融が詰まるのは当然だと思ひます。一方においては、大蔵省の資金運用部は、他の金融機関等に対しましては金融債の買い上げとかいうような、いわゆるマーケット・オペレーションというふうなことを

やつて資金の供給をいたしておりますけれども、商工中金に對しましてはマーケット・オペレーションの手もないというところで、従つて商工中金に金がなから、それから金を借りようと思つておる中小企業、商工組合は非常に困つておる上だということでありまして、この一三三月の資金繰りは一体どういふことになっておるか。幾らの資金を調達して、新しい金を幾ら貸す計画になっておるか。あるいはまた一三三月は実は貸す金はあつたけれども、三月は、商工中金の方から言いますと、むしろ預金はふえるどころか、公共団体の預金等は引き揚げられる時期だらうと思ひます。また商工債券の償還もあつた。それらのために、結局一三三月は商工中金は一つも金はあつません、何とかお助け下さいといったような事態になるのではないかと私は考えますけれども、現在一三三月について言えばどういふ資金繰りの状態になっておるか、ごく簡単にでけつてございまして、加藤さんからお答え願ひたい。

○福田委員 先ほど決定いたしました参考人として、商工組合中央金庫理事加藤八郎君が出席されました。加藤参考人に対する質疑は便宜上政府に對する質疑と並行して行いたいと思ひますので、御了承願ひます。加藤参考人。○加藤参考人 ただいまお尋ねのございました一三三月の私の方の資金繰りの簡単な状況を申し上げたいと思ひます。大体御承知のように商工中金の貸し出しは、年末を控えます第三・四半期が一番伸びる時期でございまして、本年もこの時期に非常に伸びたのでございまして、そして一月から三月まではこの貸し出した金の回収の時期に入るのでございまして、例年でございまして、この間におきまして相当これが減少するというのが通例でございまして、三十一年の一月から三月までの状況を申し上げますと、六十億減少いたしましたのでございまして。ところが本年は、一月と二月の実績を見ますと、一月は二十九億の減少でございまして、二月は、当初九億ほどの減少を予想しておつたのでございまして、けれども、予想に反しまして四億にとどまつたのでございまして。それから三月は増加が六億といふふうに見えておつたのでございましてけれども、最近各支所から貸し出しの予想をとりまして、ところが、増加いたしました十三億の純増を見込むというふうな数字に相なりましたので、この二月の減少の少かつたということと三月の貸し出しの増加がふえて参りますこととの二つの原因からいたしまして、約十二億ほど当初の予想よりもふえましたのでございまして。それで三月の資金の手当いたしました非常に困りつたのでございまして、今内田委員からもお話がございましたように、一番大事なこの三月をどういふふうにか切り抜けるかということにつきましては、監督官庁の方のいろいろの御指導をいただきまして、われわれもいたしましてこの十二億ほどの資金調達に全力を尽しているものでございまして、その一つの方法としては、中小企業金融公庫の代理貸しのワクをさらにふやしていただきまして、大体一億五千万ほどいただくことに決定したのでございまして。このワクを追加していた

部をまかない、また不足分につきま
しては、日本銀行あるいは農林中央金庫
からの借り入れをもってまかなうべ
く、目下折衝中でございます。

○内田委員 大体状況はわかったの
であります、私が想像した通りであり
まして、これは先ほど私が触れました
ように、こういう際に——これは
は私別に金融の専門家でも実務家でも
ないからわかりませんが、大蔵省の資
金運用部というようなものが、他の一
般の金融機関に対して指導しておる
し、マーケット・オペレーションとい
うようなものをやっておるのでありま
す。それが商工中金については適用で
きないのでありますから、そのかわり
に資金運用部から商工中金に対して資
金の貸し出しができるというように、
資金運用部資金法がなっております、こ
ういう際に短期の金でも借りることが
できるようなれば、その金で危機を
乗り切ることもできるのではないかと
さような意味におきまして、政府が
商工中金に対する資金の供給の道と
して、金融債の引き受けしかないう
ような今の法律の規定では非常に不便
じゃないか。これらの点につきまして
も、ぜひ通産省と大蔵省とお打ち合せに
なつて、改善の方向に向つていただきた
いということを考えるのであります。

さらにまたこの商工中金等に対しま
しては、従来は国庫余剰金の指定預金
制度というものがあつたことは、皆さ
ん御承知の通りでありまして、今日で
も二十数億の昔の指定預金の残高があ
るうちに私は想像いたしますけれど
も、今は、先ほど私が述べましたよ
うに、引き揚げ超過、輸入超過であり
まして、非常に国庫の余剰金というも

のは多いのでありますから、何か商工
中金のようなものに指定預金の制度を
もう一ぺん復活してやるとかあるいは
また商工中金が日本銀行に取り込め
る、ついで、三年前までは、日本銀行
が商工中金に對して中小企業別の
ワタ融資の制度という特別の便益を与
えた制度があつたのでありますけれど
も、どういうわけかわれわれの知らな
い間にそういう方法もなくなつてし
まつておる。従つて三月のどん詰まり
というようなときには、商工中金は、
今言うように中小企業金融公庫に頼み
込んで、中小企業金融公庫の代理貸し
をやしてもらつたらどうかあるいは農林
中金の金を借りてくるというふうな妙
な形をとるといふことは、中小企業金
融の中枢機関ともいふべき商工中金と
しては、まるでかたわの運営ではな
らうかと思ふのであります。中小企業
庁長官は、商工中金は性格が違ふの
だ、これは元來民間の金融機関類似の
ものであつて、預金を集めたり、商工
債券を発行したり、あるいは組合の出
資といふことでいくものだから、政府
は他の公団、公庫と同じようにはお手
伝いはできないのだというふうなこと
を言われましてけれども、それはまた
どういふことでありましようか。商工
組合中央金庫法という法律まで作つ
て、たつた十五億円の出資をするの
に、毎回々々国会までわざわざして法
律の改正をするとか、あるいはまた
この法律を見ますと、公庫や公団とこ
ろではなく、理事長、理事、監事まで
全部政府が任命しておるのでありま
す。そして業務一切これを監督してお
るのであります。この商工組合中央金
庫法というものは、公庫法や公団法よ

りももっとシビヤに機関を縛つてお
るのであります。これは中小企業庁長
官の認識が違ふのでありまして、民間
の金融機関類似のものだからといつて
ほうっておくといふことであらば、こ
れは商工中金について論ずる必要もな
くなるように思ひます。私はこれらの
問題はただいまは問題の提起だけにと
どめまして、他の機会にまたこまかく
伺ふことにいたします。

それでもう一つ念のために聞いてお
きたいことがあるのであります。それ
は、今度政府が十五億円出資する、ま
た二十億の債券を引き受けて、高い利
息でありますけれども金をやられると
いふことはいいこととありますけれど
も、別にこの金庫は中小企業金融公庫
を通して、十億円を借りておりま
す。さらに昭和二十八年ですか、中小
企業金融公庫ができましたとの間に、
政府の一般会計から二十億円貸し出
したことがありまして、そのうちの十億
円が今日つけかえられて、中小企業金
融公庫からの借入になつておるのであ
りまして、つまり昭和二十八年に中小
企業金融公庫から十億円、昨年三十一
年に十億円借りて、合計二十億円の借
入金があつたのであります、これを
引き揚げられる心配はないかといふこ
とをお尋ねしたいのであります。この
点について私も実は非常に意外に
思つたことがあるのであります、そ
れは一昨年、政府出資を十億円した
ところが一方で、十億円出しておき
ながら、中小企業金融公庫が貸しておい
た十億円を引き揚げてしまつて、一つ
も資金増加にならなかつたといふこと
があつたのであります、今回はそう
いう心配はないのか、その二十億円

見として、どうも民間的な金融機関と
しての色彩が強いので、やはり中小企
業金融公庫とか、あるいは国民金融公
庫とか、そういうものと同じように見
ることはできないという意見もあつて
話がついてないといふことを申し上げ
たいと思ふのであります。

○内田委員 第一読会でありま
すが、ざつとにいたしまして、だんだん
話を先に進めたいと思ひますが、今度
の法律の改正案の中には大へんいい
ことがあるのであります。と申し
ますのは、たとえば商工組合中央金
庫はその出資組合または構成員以外
者のために債務を保証することがで
きるように法律の改正をなさる。これ
は實際上は中小企業金融公庫の金を商
工中金が代理貸しをなさる際に、その
際商工中金が負わねばならないといふ
一定の割合の債務保証といふものが
、出資組合以外の者に対してでもで
きるようにすることによつて、中小企
業金融公庫の金を貸す際には、これは所
属組合以外の一般中小企業者にも貸し
出せるようにしよう、こういう趣旨の
ように解されるのであります、それ
だけ商工組合中央金庫といふものの業
務範囲の窓口が広がるわけでありま
す。しかしこれは私は考えようによ
るのではないかと思ふのであります。そ
こで商工組合中央金庫といふものは、
ちゃんと法律に書いてありますよ
うに、中小企業者の組織化を促進するた
めに、むしろ組織化された中小企業者
に金を貸すのを使命としておる。一方
中小企業金融公庫の方は、そんなこと
はおかまいなしに、中小企業者といわ
れるものならば、組織化されておら
うが、おらまいがだれにでも金を貸すとい

う仕組みになっておる。そこが両者の一つの大きな違いだと思ふのでありますが、商工組合中央金庫というものを、そのような方向に持っていくことが果していいかどうか、またそれだけ十分の資金量が商工組合中央金庫にあるはずはない。つまりもっと平たく申しますと、商工組合中央金庫は中小企業金融公庫の資金を代理貸しする際は、今の所属組合やその構成員でさえも十分貸し出しできない状態にあるのだから、その窓口をわざわざ広げて所属組合やまたその構成員以外の者にまで中小企業金融公庫の金を貸して回す必要が果してあるか。これが今度の法律の改正の中にあるように、為替取引なんかになれば、所属組合またはその構成員に限らないということは、これは実際上は為替取引の契約は相手方の銀行とできませんから、むしろ所属組合やその構成員の便宜をはかるためにその窓口を広げたのでありますけれども、組合員以外の者に対しても保証することができるといふ今度の改正法の二十八条の三でございしますが、これには私は一つ疑義を持つのであります。うっかりすると、これは商工組合中央金庫の金融の方向をくずしてしまふ。そうしてみずから首を絞めるというやうなことになるはしないかと思ふのであります。これはいかなる御見解によるものであるか、お尋ねいたします。

○川上政府委員 商工組合中央金庫の金を組合員以外の、あるいはその構成分子以外の者にもっと積極的に広げて貸し付けるといふ意味では実はないのであります。これは中小企業金融公庫が、御承知の通り現在ほとんど代理貸

しを中心になっておりまして直接貸しの方は非常に少ないのであります。何かしてこの直接貸し的なことをやうた方がよくはないかと考えますので、中金と連携をとりまして、中金を代理店として中金を通して公庫の金を貸し出していくということにしますため、この保証の問題が出てきておるのではありません。今申し上げますように、中金の金を組合員以外に貸していくというのを積極的に広げたいという意味ではないのでございます。

○内田委員 どうもまだ私は理解しかねるのであります。中小企業金融公庫は一年に三百億かその融資をするのだらうと思ふ。昨年の、詳しい資料はございませんが、私の想定では、昨年はおそく三百十億ぐらいの貸し出しをしていて、ではないかと思ひますが、その中で商工中金が代理貸ししている分がどのくらいあります。非常にたくさんさんの量、つまりもう中小企業金融公庫の窓口が商工中金が大部分を占めている。従って商工中金が代理貸しする場合は、組織化されていく組合員以外の者にも貸さなければならぬ。私どもが聞いていたところによりますと、所属組合や、またその構成員が商工中金の窓口に参加して、中小企業金融公庫の金の代理貸しを申請いたしたとしても、もうワケがないからだめだといって、所属組合やその構成員に対しても断わっているのが実情であります。しかるにそれを、いや今度商工中金は中小企業金融公庫の金を代理貸しする場合には、自分のところの所属組合や構成員以外に、だれでもけっこうですということまでするだ

けの余力が果してあります。これはむしろ参考人としておいで願つていらっしゃる方がおわかりでありまして、うが、あなたの方からごらんになって、今度のこの改正案というものは、私がお尋ねしているような点がありはしないか、こう思ふのであります。その辺のお考えなり状態なりを伺いたいと思ひます。

○川上政府委員 私から御説明申し上げます。この公庫の貸し出しの問題につきましましては、先ほども申し上げましたように、一般の金融機関等を通して代理貸しというのが非常に多いわけでありまして、この代理貸しの制度につきましましていろいろ非難もあるわけでありまして、ほんとうに中小企業の方にいう点につきましてもいろいろ問題があり、また一般の金融機関の協力につきましてもいろいろ問題があるわけでありまして、われわれとしましては何とかして公庫の直接貸しというものを、もっと拡充していきたいというふうな考えでおるものであります。何分直接貸しというものは店舗その他いろいろ問題がありましてなかなか急速に伸びませんので、この際やはり中金を通して、ある程度一般の中小企業者に対して貸付をしていきたいというふうな考えからやっておるわけでありまして、来年度におきましては少くとも二十五億あるいは三十億ぐらいのものを中金を通して貸付をしていきたいというふうに考えておるわけでありまして、

金の監督官としての立場で、今の御説明は中小企業金融公庫の監督官として、中小企業金融公庫の金をできるだけうまく貸すためには商工中金を大いに利用しよう、こういうことのようにありますけれども、今度は商工中金の監督官としての立場から考えますときに、とにかく中小企業の組織化、団体化というのをやっておるのでありますから、いわんや商工中金の窓口から金を貸す以上は、なるべく中小企業の組織化、団体化という線に沿つてやうた方がよくはないかという点から私は実はお尋ねをいたしましたのであります。また実際問題から言ひまして、私が先ほど言ひましたように、商工組合の出資者またはその構成員が商工中金に行つて金を借りる場合に、商工中金がローパーの金を借りようと思つと、組合員でなければ借りられない。また今までは中小企業金融公庫の金を借りるにいたして、やはり商工中金に所属した立場でない金を借りられなかったのではありません。今度商工中金には何の関係もなく、商工中金に行けば中小企業金融公庫の金が借りられるというようにしよう、こういうこととではあります。そうすると、せっかく商工中金の出資者になったりなんかして商工中金を持ち上げている中小企業者にしてみれば、自分たちは借りられないのに、何も関係のないやつが来て、中小企業金融公庫の金を商工中金からどんどん借りられるのだということになる、これでは方向が矛盾着しないかという心配もあり、また商工中金としてもやりにくくはないかという気もするのですが、その心配は商工中金の代理業務としてはござい

ませんでしょうか。○加藤参考人 今お尋ねの点でございしますが、私たちが代理業務をやっております場合には、現在組織化された組合関係だけが対象になってございまして、今後員外者に対しても認められたいということになりました。場合のわれわれの考え方としては、もちろん従来の組織化された組合に対する貸し出しを第一に考えて、員外の方への貸し出しを第二にやるといふようなことはやらないと考えています。ただ私たちの仕事は、時期的に申しますと一年じゅう同じような忙しきでなく、組合金融の方は非常に時期的にむらがございます。上期が比較的閑散で下期が非常に忙しいというやうなことになるのであります。上期の閑散時なんかにつきましては、員外者の取り扱いについてわれわれとしても十分にやるだけの能力を持つておると思ひます。なおまた員外者にお貸しすることによって組織化を阻害するといふ考えよりも、むしろ員外者にお貸しすることによって、その員外者の方々の御縁によつてそれを組織化して、なるべく組合金融の線に乗つてもらうやうに、あるいはお話するやうな糸口にもなうかと考えておるのでもございまして、員外取扱いをいたすために、組織化された組合の事務の方をおろそかにするやうなことは万々ないやうにいたすつもりであります。○内田委員 商工中金の理事の方がさういふやうにお考えになるならこれ以上は申し上げませんが、ただ私どもが考えて非常におかしいところがあるのでございます。それは、今度の改正をやるにしてもやらないにいたしまして

も、商工中金の窓口から中小企業金融公庫の金を借りますと九分六厘で貸してくる。ところが商工中金の金を借りようとしたら、今度は大いに利息を下げるそうだから、頼もしい話で、大いに期待をいたしておる。であります、それでもやはり中小企業金融公庫と同じような、つまり一年以上とか二年以上という金を借りようとしたら、何ぼ利子を下げても、商工中金の計算によるとやはり一割五厘という金利だそうであります。そうすると非常におかしい、商工中金なんというものはいい方がい、あんなものがあるから一割以上の金利になる、中小企業金融公庫の金を借りれば九分五厘で借りられるの、というところで、借りに行った人がまことに困る。商工中金の支配人は何と云っているかという、うちの金を借りると、今度は下げましたけれども、一割五厘、中小企業金融公庫の金を借りれば九分六厘で、これはしかも組合員であらうとなかろうと貸すのですから、そういうことで両方の立場に立つ。のみならず、先ほども触れましたように、今まで政府が商工中金には冷淡で直接金を貸さない。今でもそうです。直接金を貸す場合にはわざわざ資金運用部の金を中小企業金融公庫に安く貸している、それから中小企業金融公庫から商工中金に貸している、商工中金はそれを中小企業者に貸すというやり方をとっている。現に昨年の第二十四回国会にそういう法律を出している。私はそれを非常に追及したけれども、同じ与党のことでもありますから、うやむやに終りましたけれども、資金運用部の金を五分五厘なら五分五厘で中小企

業金融公庫に貸し、それを公庫は商工中金に貸す、この間第二十四国会の法律で十億円貸した。その金を今度商工中金が政府の方針によって組織化された中小企業者に貸すときには、九分六厘じゃなしに一割一分五厘である。これはおかしい話で、こんなばかなことをするものですか。私はどうせ政府の金を出すなら中小企業金融公庫に出して、同じような安い金を商工中金になぜ出してやらぬのか、こういうことを言うのでありますし、金を貸せぬというのなら、何も中小企業金融公庫が商工中金に金を出すことはない、政府から中小企業金融公庫が借りた金を中小企業者に貸せば九分六厘で貸せるのですから、商工中金から一割五厘で貸すという法律の改正までしてキャッチ・ボールをやる必要はないのではないか。その辺がまことに割り切れないから、ぜひ一つ、たびたびこの中小企業金融公庫法とか、商工組合中央金庫法の改正案を出すのですから、もう少し割り切つて、そうしてすっきりした法律にして、どうせ政府の金を安く使うなら、キャッチ・ボールをして、間に高くなるというこのことをしないように、私は言い回しは下手であります、それが私の念願であります。最後にもう一つお聞きしたいのは、やはり法律のことです、今度法律のしまいの方に、余剰金の運用のために短期の貸付をする対象として、直接組合員でなくても、協同組合またはその構成員の事業の発達をはかるために必要な施設を行う法人に対して短期貸付ができる、こういう規定をお入れになっております。この法人というのは具体的は何をお考えでございま

すか。
○川上政府委員 現在協同組合中央会
は中金から金は借りられませんので、非常に不便を感じておりますから、その中央会とかあるいはまた協同組合とやらはらをなしてあります共販会社というふうなものがある、調整組合、そういうものについて考えております。
○内田委員 重ねて疑義をただしたいのであります、そういう中小企業協同組合の果または全国の中央会というものは、やはり中小企業等協同組合法でできておる団体でありますから、商工中金の出資者とすることはできないのでございましょうか。商工中金の出資者となり得るならばこの規定は要らないのじゃないか。あるいは法律上中央会はなり得ないということでありませうか、お伺いしたい。
○川上政府委員 今の法律の解釈として、はなはだ得ないというふうな考えはしては、たとえば中央会につきましても、政府の助成金が三千万円あり、来年度においては四千五百万円出るといふことになっておりますが、そういうふうなものについては出資するといふことはなかなか現実の問題としてできないのじゃないか、そういうふうなことを考えております。
○内田委員 現実の問題として果または全国の中央会が、金がないから商工中金の出資者にならないのでは、ないかというところであり、法律上商工中金の構成員にはなれないのか、構成員になれるのであれば構成員にしておいた方がいいんじゃないか。というのは、実ははかにもお尋ねしたいことがあるのであります、信用組合のことです、信用組合というのはいま

でもなく中小企業等協同組合法による協同組合であります。この信用組合なども全国的な連合会を作っておる。これも中小企業等協同組合法による連合会でありまして、経済行為をやっておりますが、この信用組合連合会などはどういふふうなお取扱いになるのか。または信用組合連合会が、商工中金の出資者にならないという解釈があるならば、今度のこの改正法によって「中小企業等協同組合又は其の構成員ノ事業ノ発達ヲ図ルヲ必要ナル施設ヲ行フ法人」といふことと同じようなことで短期資金の貸付を受け得る対象になるかどうか、この点をあわせてお伺いをいたしたいのであります。
○川上政府委員 信用組合の連合会につきましても、これは協同組合というよりは、いわゆる指導機関というふうなものであり、指導機関というふうな貸し出しの対象にはならないというふうな考えはしております。中央会について、やはり指導機関というふうなものであり、この中金の貸し出しの対象にならぬのじゃないかというふうなことにわれわれとしては考えております。
○内田委員 信用組合は中央会ですか。川上政府委員 ちよっと間違えましたが、信用組合の連合会については現在貸し出しの対象になっておりますが、中央会については先ほども申し上げましたように指導的な機関であり、すので、対象にはならぬというふうな考えはしております。
○内田委員 重ねてお尋ねするのですが、今言葉の混淆があるようです、連合会というの、私のお尋ねしているのは信用組合の連合会、それから中

央会というのは、これは中小企業等協同組合の事業組合等を主とする府県単位の中央会、全国単位の中央会であり、最初の長官の御説明では、府県単位の中央会または全国単位の中央会というものは、この施設事項によって短期資金貸付の対象にするんだとおっしゃったが、あとでは指導機関だからなれないと言っているのであります、まず最初に聞きたいのは、中小企業協同組合府県中央会、全国中央会、商工中金の会員となれるの、かなれないのか。なれない場合にはこの改正法の適用を受けて短期資金を受けることになるかどうかということが一つ。
もう一つは信用組合連合会というものが、その連合会が協同組合でございまして、これは商工中金の出資者、会員になれるの、かなれないのか。なれない場合にはこの施設事項によって短期貸付を受け得るという道が開かれるものと考えられるのかどうかということ、を部長からでもけっこうでございませうが、はつきりお聞きしたい。
○川上政府委員 協同組合中央会につきましても先ほど申し上げましたようにこの中金に出資はできないというふうなことを考えております。これは先ほど申し上げましたような理由によつてできない。ですから今回のこの法律改正によりまして短期の金を貸し付けるといふことにしたいというふうに考えております。それから信用組合連合会につきましても、現在やはりこの出資の一員として入っておるわけでございませう。
○内田委員 重ねてお尋ねいたします、信用組合連合会の方、はもう当然構成員であるから商工中金と取引ができるから、この適用でいくの

じゃないのだ、こういうことです。ところで、實際問題としてお尋ねいただきたいのでありますが、われわれの中小企業全体の金融のことを心配いたします場合に、私はこれは同じく商工中金の傘下にあるはずだと思ふのでありますが、信用組合の金融ということにつきましては実は大きな関心を持っておりのでありますが、今この中小企業等協同組合の一つである信用協同組合と商工中金との関係はどういうことになっておりましようか。最近信用組合の優良なるものを商工中金の代理店として業務の代理をさせるといふような道もお開きになったようでありますけれども、単に代理店としてある一定の業務を委任するといふばかりでなしに、信用組合が金に困った場合には商工中金からいわば親金融機関として資金を供給するといふようなことをやっておられるのでありましようか。またやるのはいいか、やらぬ方がいいのかという問題はありますけれども、私は信用組合といふものはおつておけないと思うものでありますから実はお尋ねをいたすのですけれども、その点はどうなっていますか。

○川上政府委員 現在すでに中金と信用組合との間にはこの取引をやっております。四百数十の組合のうちで約二百三十くらいが中金の方から貸付を受けています。それからこの一月でしたか信用組合を中金の代理店として活用するといふことにいたしました、その数は六十五ですか、さしあたり指定をいたして開始をいたしております。

○内田委員 くだいようですが、重ねて一言お伺いいたしますが、そうしま

す信用組合を商工中金でつかみ出す場合には個々の信用組合をつかんでそして出資者としてこれに資金を供給するといふ行き方を原則とされるのか、あるいは信用組合連合会といふものがありますから、連合会としてつかんで、その連合会が会員だとしてから連合会に一本とめて資金の貸付をして、連合会からさらに傘下の信用組合に金を出させる。この連合会といふようなものでくくってそして信用組合の便益をはかる、育成をするといふようなやり方をおとりになるか、實際としてどういふやり方をされておりますか。

○川上政府委員 原則として個々の信用組合を取引店といたしておるものでありますけれども、特殊の場合におきましては連合会も実はやはり取引をやっております。短期の資金につきましては中金の方から連合会に対して貸付をしておるといふような状態になっております。

○内田委員 しかば信用組合連合会といふものを育成なさる方針があられるかどうか、簡単に御尋ね申します。

○川上政府委員 これはどちらかといひますと大蔵省の方から答弁した方がいいのじゃないかと思ひますけれども、われわれの方としましてはやはり連合会にしましても育成強化する必要があるといふふうな考えをしております。ただ何と申しましても個々の信用組合といふものを強化することが一番大事でありますので、その個々の組合を強化するといふことを私は原則的に考えていいのじゃないかというふうに考えております。

○内田委員 私はさようなことをお尋ねいたしましたのは、信用組合といふものは現在中央の、たとえば大蔵省にいたしましては中小企業庁にいたしましても、業務の監督をなさっておらないと思ふのであります。ところが信用組合連合会となりますと、これは府県をこえる地区になりますから、大蔵省が業務の監督を法律上しているはずでございます。きょうの新聞を見ましても、信用組合が二億も不正貸付をやったということが載つておるのでありますが、これは信用組合といふものは、大蔵省なり通産省なりの直接監督下でないのだといふことではおける問題ではないのであります。信用組合連合会といふものの検査、監督を所管の官庁でやっておるのでありますが、従つてこれらの信用組合といふものも、商工中金の傘下の組合でありますから、これらに対する触れ方といふものもそろそろ足を踏み込まなければならぬ問題ではないかと思ふのであります。聞くところによりますと、今日全国に信用組合は四百六十ありまして、預金高は六億をこえておるといふような状況でありまして、中小企業の金融が非常に逼迫しておるのでありますから、信用組合といふものを利用していくことが多いいのでありますけれども、何か信用組合のめんどろを見る機構といふものがなければいかぬのじゃないか。めんどろを見るばかりでなしに、これを指導監督する機関もなければ、結局及ぶところは中小企業者が非常に迷惑を受けるといふことになるのでありますから、何かその辺に進んで、一つの中小企業金融機関の系列をぜひお考えを願いたいのであります。私が

聞きますところによりますと、商工組合連合会を育成するといふお気持ちもあるようでありまして、商工中金が信用組合連合会に年末融資等される場合に、自分の方の金がない、それで農林中金などの金を世話をする場合に、ただ商工中金といふものはまん中に入つて利ざやを取るだけだといふような非難めいた話なども実は聞くのであります。そういうことであつては困るのであります。むしろ商工中金は進んで信用組合連合会なりまた傘下の信用組合のめんどろを見ていく、そうしてこそ初めて商工中金の使命が達成されていくのではなからうかという気持ちもするのであります。そのためには、商工中金といふこともただで資金は生まれてこないものでありますから、これはやはり政府がめんどろを見る。政府が安い金を貸すなりあるいは指定預金という制度が復活できればそれでもよろしい、日銀の別ワラ融資といふものをもう一ぺんやらせるといふようなことによりまして、少くとも長期低利の金を貸す。それが事業協同組合にも回り、また信用協同組合にも回つて、中小企業者の金融の便益をはかるといふような大きな構想をぜひ取り入れていただきたい。単に十五億円の資本をふやして法律を改正するといふような小刀細工をやつておるときでは何もない。これは政府一体となつて何もしない。これは政府に苦勞をせられて偉くなつておるはずの池田勇人氏が大蔵大臣でありますから、これは水田通商産業大臣が話せばわかることではありますから、一緒に進んで中小企業全体が便益を得るために、思い切つた構想を遠慮なく取り入れていただきたいといふことを、私はお願いいたします。

私だけでしゃべつても申しわけありませんから私はこれで一応休憩をいたしまして、あとはまた他の諸君の質問に関連してお伺いすることになります。

○福田委員 帆足計君。○帆足委員 ちよつと一、二事務的なことをお尋ねしたいのです。お尋ねいたしますことは、商工中金並びに中小企業金融公庫などのことですが、貸付期間が御承知のように比較的短かいものですから、たとえば、先日私はある病院の口添えをいたしましたのですが、仕事の仕方なども非常に懇切にしていたのであります。たとえば病院の場合に、病舎を建築いたしますのに、貸付期間が五カ年だとしますと、たゞいま結核の病床をふやすことを非常に迫られておりました、よい病院が結核病床をふやすことは国家的に見て非常にいいわけでありまして、五カ年という期間に迫られておると、木造のバラックしかできないのです。現在健康保険法、国民健康保険法等があつて、医者、の經理といふものは、国民経済的に限界のあることです。従ひまして、日本で一番重要な社会施設である病院が、非常に粗末なものがたくさんできているような状況です。私はこれを鉄筋コンクリートか、せめてブロック建築にでもしておけば、結核の方も厚生省当局がもう少し力を入れて下されば、あと十年もすれば過去の病気になつて、かりに結核外科は心臓外科に移るでしょう、心臓外科も過去のものに

なつて、ガンが最終的に解決すれば、病院は今度は病気を予防する病院、それから人間ドック、それから健康指導をする病院というように変わってくる。今後の先も考えておかなければならぬと思うのです。最近における医学の進歩などから見ると、政府の施策よろしきを得れば、急激に病院のあり方なども変わつてこねばならぬと思う。私はロシヤのことをはめるわけでもないけれども、最近のレーニングラードの医療施設などを見ましてその感を非常に深くいたしました。そういうときに、ただ金に迫られて、せっかくよい経営者を持つていう病院がブラック建を作つてあるという状況は、非常に損なことであると思ひます。従ひまして、こういうようなものに対して貸付期間をもっと長くして、現在の経理のあれで、そういうブラックでなくてブロック建築またはコンクリート建築にしても償還し得るような、そういう方法はないものであるか。病院の例は端的にとつたわけですが、あとの商店街にしまして、木造からだんだん石、鉄筋に移つていく方が、国民経済的に見て、都市計画の上から見ても、よいことであると思ひます。それが貸付期間が非常に短かいためにそういうことができないというのは困りますので、従ひまして、貸付対象によりましては、貸付期間を合理的に延ばし得るようなことに改正していただくことはできないのかどうか。その点の御見解を伺ひたい。

○川上政府委員 今おっしゃいましたことは非常にこともなごだと思ひますが、中小企業金融公庫にしまして、あるいは商工組合中央金庫にしまして、資金量そのものが十分でありませぬし、まだそれに対する需要というものが非常に大きくありますので、やはりどうしても非常に特殊な場合でなければこの期限を延ばすということとは非常にむづかしいことではないかというふうに考へるわけでありまして、現在の資金量をもつてなるべく広く金を貸すというようにすることにいたしますと、やはりどうしても短かくなつてくることになつてくるのじゃないだろうかと思ひます。

○帆足委員 そういう場合に、中小企業関係の工場なり、商店なり、病院なりで営業用の建築を作りますときに、長期に資金を得る方法というものは今ないのでしようか。適当な機関がありますのでしようか。

○川上政府委員 今申し上げましたように、中小企業金融公庫とか、あるいはまた商工組合中央金庫におきましては、なかなかむづかしいと思ひます。おきまして、住宅金融公庫関係ではそういうものはどうなつておりますか、ちよつとこれは調べてみませんか、わかりませんが、その辺私の方でいたしましたも調べてみたいと思ひます。

○帆足委員 住宅金融公庫関係は、私の知つておるにお限ひでは自分の個人住宅——もちろん一階に店舗がありまして三階、四階、五階にアパートでも作りますときに、その部分だけを融資願ふことになつておりますけれども、営業用の店舗にはその道がないように私は記憶しております。ただいまのような長官の答弁ですと、たとえば今の病院を一つ例にとりまして、民間の少しすぐれた科学者、技術者を持つておる病院が、現在健康保険に縛られておつて暴利をむさばることはもちろんできません。そういう環境のもとに潤沢な資金がないからそれは仕方がないと仰せられるならば、それは中小企業に對して木造ブラック建築を奨励しておるようなものであつて、それは国民経済的に見て非常に損なことだと思ひます。日本の都市計画なんというものは世界の五流国にも当らない。私が公園など見てもブルガリヤあたりの公園よりも低い。公園の低いというところは都市全体が低いことです。高円寺でも阿佐ヶ谷でも見て、あれは都市ではなく水虫の窟がたつたやうなものだ。そういうところに住んでおる国民の前途を思つてこれはおそろべきものです。ですからこれはなかなか仕方がないからということで済まざるに——そういう固定資産に属する部分、そういう基礎的なものに金を使わない、そして長期にわたる計画を立てないというのが日本人の目前の利害だけであつて、悪質なブラグマナスト、日本的なブラグマナストの欠陥なんです。が、やはり指導的任務にある金融機関としてはそういうことを親切にお考え下さつて、法案の一部分でも改正下さるやうな、この機会に検討をしていただくことがやはり必要ではないか。日本中の病院で豊富な、潤沢な資金で今病院を作り得る資力がどこにあるのでしょうか。健康保険法で個々の町の小さな開業医は、もう行き詰まり始めていると思ひます。それらの幾つかの開業医が今度は共同でもつと近代化した病院を作らねばならない。そしてま

たそれらが共同で中央の国立病院と有機的に結ばねばならない。そういう方向に今進まねばならぬというときに、ますますすぐれた技術を持つておる病院などが施設を拡張しようとする、そうすると、今の資金は、——これはすぐれた病院は経理はもう確実で何の心配もないのですけれども、期間の短かいために、その短かい期間に回転をせねばならぬというので、結局粗製乱造せねばならぬ。これは中小企業の全般にわたつても言ひ得ることですから、建築部門については、これは今不動産金融機関がないのですから、格別の措置をなさる必要があると思ひます。大体今の長官のお話のように、住宅金融公庫でやるだらうなんというのとはちよつとおかしいと思ひますが、大体建物に對する知識がないんじゃないかと思ひます。商店街の振興などといひますけれども、まず建物から起るのです。私は音楽も芸術もみなそうだと思います。都市計画があつてよい建物がそしてそこによき人が住み、よき風俗習慣が生まれ、やがてよい芸術や音楽が生まれる。その一番大事な建築というものが——建築には二種類あつて、住む方のものと仕事をやる場所、仕事をする場所の方の建築も非常に重要で、大財閥の場合は豊富な資金もあるし、脱税の道もあるし、最近はおう非常な独占で資金は總体的に安くて、生産は戦前の倍以上にもなつていふやうな状況ですから、高級ビルや高級料理店はずんとしておきまされけれども、中小企業関係とか学校とか、あるいは病院とか科学研究機関とかいふやうなものはたブラックで風雪をしのいでいるというやうな状況でありますか

ら、一つこの問題について格段の御研究を下さつて、この審議の續いてる間に一つ当局としてもお考えのほどを聞かしていただきたい。重ねて御意見を承わりたい。

○川上政府委員 今お話をいたしましたことは非常にこともなご点がございますので、われわれとしましては十分この問題については検討をいたします。

○内田委員 議事進行について発言を求めます。ただいま委員会に信用保証協会の一部を改正する法律案が付託されておりますが、この法律案は他方大蔵委員会に付託されておりますところの中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案と全く一体をなすものでありますので、ただいま大蔵省側の政府委員が見えておりますので、大蔵省側政府委員からこの中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案の提案の理由の説明を承わつておきたいと思ひます。

○福田委員長 新保説明員。

○新保説明員 中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案を過日大蔵委員会に提出いたしました御審議を願つておるところでございますが、この法案は商工委員会にも重大な関係がございますので、この機会に説明をさせていただきますと思ひます。

中小企業に對する金融の円滑化をはかるために、信用保証協会に對しましてその保証能力を増大するために必要な原資となるべき資金及び保証債務の履行を円滑にするために必要な資金を貸し付けることにいたしました。別途信用保証協会法の一部を改正する法律案を提出いたしました。ま御審議を願つておる次第でございますが、これ

に伴いましてこの信用保証協会に対する資金の貸付事業に関する政府の経理を現在の中小企業信用保証特別会計において行うことといたします。ここに中小企業信用保証特別会計法の一部を改正する法律案を提出いたしましたわけでございます。

次にこの法律案の概要を申し上げますと、改正の第一点は、この中小企業信用保証特別会計というものを、保険勘定と融資勘定に区分いたしまして、保険勘定におきましては従来行なってきた中小企業信用保証事業に関する経理を行うことといたします。それとは別に、融資勘定というものをこの融資勘定におきましては、信用保証協会に対する資金の貸付事業に関する経理を行う、そういう規定にいたしております。

第二点は、信用保証協会に対する貸付金の原資は、一般会計から予算を定めるところによりまして融資勘定に繰り入れる、そういう規定を設けております。

第三点でございますが、融資勘定の歳入は貸付金の——貸付金と申しますのは、特別会計から信用保証協会に対する貸付金の回収金、それに利子、それから一般会計からの繰入金並びにその付属雑収入、これを歳入といたします。

次にこの融資勘定の歳出は、信用保証協会に対する貸付金それに事務取扱費及びその他の諸費、こういうものをこの融資勘定の歳出として予定いたしております。以上三点のほかは、それぞれ所要の規定を整備することによりましております。

これが中小企業信用保証特別会計法の一部を改正する法律案の概要でございます。

○福田委員長 この際小委員の追加選任の件についてお諮りいたします。重化学工業に関する小委員会は現在十五名で構成されておりますが、これを三名増員することとし、その追加選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

南好雄君 山手満男君 田中武男君

を追加して指名いたします。

次に小委員の補欠選任の件についてお諮りいたします。委員異動に伴い現在の小委員会の小委員に欠員を生じておるものがあります。その補欠選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは追って公報をもってお知らせ申し上げます。

なおこの際お諮りいたします。今後委員異動に伴う小委員及び小委員長の補欠選任並びに小委員の辞任許可及びその補欠選任につきましては委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお目下大蔵委員会に付託せられております特定多目的ダム建設工事特別会計法案について大蔵委員会に、また建設委員会に付託せられております特定多目的ダム法案について建設委員会に、それぞれ連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこの程度にとどめます。次会は来たる十二日午前十時より開会することといたします。これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

〔参照〕

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕